

資料 28-4

科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会
調査・安全小委員会
(第 28 回) H29.9.28

イプシロンロケット 3 号機の打上げに係る

地上安全計画の修正について

平成 29 年 9 月 28 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

イプシロンロケット 3 号機の打上げに係る地上安全計画 (KEL-17021) の記載内容に関して、誤りがあることが判明した。

6. 項 計算結果にて、保安距離を算出する際の固体推進薬のファイアボール持続時間の算定式において、参照すべきでないセルの値が足しこまれ、算定上の入力値となっていたため、Eisenberg らの基準に基づく値が誤りとなった。

誤りにより、変更されるのは以下の部分（詳細は表-1 を参照）

- ・ (3) ファイアボールによる放射熱に対する保安距離
⇒保安距離 (Eisenberg らの基準)

尚、「保安距離のまとめ」で記載した「打上げ時の射点爆発に対して必要な保安距離」に変更はない。

以上

表-1 正誤表（地上安全計画本文）

号機	【誤り】	【正】
3号機 (P. 25)	<p>(3) ファイアボールによる放射熱に対する保安距離</p> <p>4. 3項の推進薬等質量を用いて計算した結果、固体推進薬及び火工品の換算質量は4214.9kg、液体推進薬等の換算質量は195.1kgと求められ、保安距離は、Eisenbergらの基準で 490m、NASA基準で720mとなったため、大きい方の720mをファイアボールによる放射熱に対する保安距離とする。</p>	<p>(3) ファイアボールによる放射熱に対する保安距離</p> <p>4. 3項の推進薬等質量を用いて計算した結果、固体推進薬及び火工品の換算質量は4214.9kg、液体推進薬等の換算質量は195.1kgと求められ、保安距離は、Eisenbergらの基準で 510m、NASA基準で720mとなったため、大きい方の720mをファイアボールによる放射熱に対する保安距離とする。</p>